

**名護都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」
(案)**



令和4年 月

沖 縄 県

名護都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 目次

I	はじめに	1
1.	目的.....	1
2.	都市計画区域の範囲及び規模.....	3
3.	目標年次.....	4
II	都市計画の目標	5
1.	都市の将来像.....	5
2.	人口及び産業の規模.....	8
3.	現状と課題.....	9
4.	都市づくりについて.....	13
III	区域区分の方針	19
1.	区域区分の有無.....	19
IV	主要な都市計画の決定の方針	20
1.	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....	20
2.	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針.....	23
3.	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針.....	27
4.	都市環境に関する主要な都市計画の決定の方針.....	28
5.	都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針.....	32
6.	福祉のまちづくりに関する主要な都市計画の決定の方針.....	34
V	将来像の実現に向けて	36

I はじめに

1. 目的

我が国の都市をめぐる社会経済状況は、人口減少・超高齢社会の到来、産業構造の転換、地球環境問題の高まり、厳しい財政的制約、交通・情報通信ネットワークや車社会の進展等に伴う生活圏の広域化など大きく変化しています。さらに、令和2年（2020年）2月以降の新型コロナウイルス感染症拡大により、ウィズ／アフター・コロナの新しい生活様式が求められるようになりました。

また、国民意識は、社会資本の量的充足に伴って変化し、地球環境問題、行政コストの削減や空き地・空き家等の低未利用土地の増加等への対応の必要性が高まるとともに、安全・安心な地域コミュニティの確保、質の高い住まい方、自然的環境や景観の保全・創出といった、ゆとりや潤いを重視するようになりました。

さらに、平成27年（2015年）国連総会にて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で誰一人取り残さないを基本理念とした持続可能な開発目標（SDGs）が示されております。

都市計画においても、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりの視点、気候変動に伴って頻発・激甚化する自然災害に対応するとともに、安全で魅力的なまちづくりの推進を図る都市再生特別措置法及び都市計画法の改正、国土強靱化基本法の制定、都市のオープンスペースの機能を高めることを目的とした都市緑地法、都市公園法の改正など、時代背景を受けた動きがみられます。

このように、我が国は、都市へ人口や機能が集積する都市化社会の時代から、国民の大部分が都市で生活する安定・成熟した都市型社会の時代へ移行しつつあります。さらに近年では、ポストコロナに向けて新たな日常を通じた質の高い経済社会を実現するために、東京一極集中からスマートシティを踏まえた多核連携型の国づくりが推進されております。

本県でも、令和12年（2030年）頃まで人口が増加傾向にあるものの、それ以降は人口が減少することが見込まれることから、無秩序な市街化の抑制等の都市化社会の課題に対応しつつ、将来的な人口減少期を見据えた持続可能なまちづくりへの対応が必要となります。

また、昭和47年（1972年）の本土復帰以降、本土との格差是正を基調として社会資本の整備を進め、一定の成果を上げてきた反面、このような整備の過程で沖縄の個性や魅力を失ってきたという指摘もあります。本県の自立的かつ持続可能な発展のためには、これまでのフロンティア創造型の振興策と、民間主導の自立型経済の構築を継承発展させ、万国津梁の精神を受け継ぎ、東アジアの中心に位置する地理的特性や全国一高い出生率などの沖縄の優位性・潜在力を活かした日本経済活性化のフロントランナーとして、コロナ危機で損害を受けた世界経済の復興に向けてアジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市の形成を引き続き邁進する必要があります。さらに、沖縄県SDGs推進方針に基づく持続可能な都市づくり、都市インフラ等のマネジメントも重要な視点になってきています。

したがって、それぞれの都市圏において長い歴史に培われた伝統や文化など地域固有の資源を見つめ直し、住民と一体となって品格のある個性的な都市づくりを進めるとともに、各都市圏が相互に連携して適切に役割を分担することによって、沖縄21世紀ビジョン（平成22年3月）で

定めた基本理念である“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支えあう平和で豊かな「美ら島」おきなわ”に基づき、目指すべき5つの将来像である「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にす島」、「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」、「希望と活力にあふれる豊かな島」、「世界に開かれた交流と共生の島」、「多様な能力を発揮し、未来を拓く島」を実現することが重要と考えられます。

これら5つの将来像の実現に向けた施策を展開するために、「自然、歴史、伝統、文化などの固有の特性を活かした個性豊かで活力ある地域づくり」、「主体性・自主性を基軸とする地域づくり」、「多様な主体間の連携と交流、協働により安心して住み続けることができる地域づくり」という基本的な考えのもと、次の共通理念と共通目標を柱として都市づくりを進めていきます。

●都市づくりの共通理念

「我した島沖縄の特色あるゆいまーるのまちづくり」

●都市づくりの共通目標

- ・地域の自然・歴史・文化を活かした、個性豊かで活力ある都市
- ・地域自ら考えつくる、快適で潤いのある都市
- ・都市機能の有機的連携と交流による安全・安心な都市

名護都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、本県全体の都市づくりの共通理念と共通目標を踏まえ、おおむね20年後の目指すべき姿を住民と共有した上で、やんばるの豊かな自然環境と共生する将来像実現のための方向性を明確にするものです。

都市づくりの共通理念と共通目標について（体系図）

■沖縄県の基本理念と目指すべき5つの将来像〔沖縄 21 世紀ビジョン（平成 22 年 3 月）〕

“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支えあう平和で豊かな「美ら島」おきなわ”				
1) 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島	2) 心豊かで、安全・安心に暮らせる島	3) 希望と活力にあふれる豊かな島	4) 世界に開かれた交流と共生の島	5) 多様な能力を発揮し、未来を拓く島

■将来像の実現に向けた基本的な考え

自然、歴史、伝統、文化などの固有の特性を活かした個性豊かで活力ある地域づくり	主体性・自主性を基軸とする地域づくり	多様な主体間の連携と交流、協働により安心して住み続けることができる地域づくり
--	--------------------	--

■都市づくりの共通課題

<p>【県レベル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性を活かした個性豊かで活力ある都市づくり ・産業を育む都市基盤・情報基盤づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加を促す枠組みづくり ・地域を支える人材の育成 ・アジア・太平洋地域との交流拠点、国際貢献拠点の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な役割・機能分担をした都市づくり ・災害に強く、人にやさしい安全で安心な都市づくり
<p>【圏域レベル】</p> <p>都市構造・土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長い歴史に培われた伝統や文化を継承する既成市街地の活力向上 ・アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市の形成 <p>都市交通・都市環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個性あふれる自然環境や品格のある都市景観の保全・創出・活用 ・既存の社会資本の適切な維持・管理と有効利用 	<p>都市構造・土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市経営効率化を図るための市街地拡散の抑制 <p>都市交通・都市環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐留軍用地跡地の有効利用の推進 <p>都市計画の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民や民間企業、NPO との連携協力体制の構築 ・社会資本の官民連携による維持管理・有効活用 	<p>都市構造・土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い市街地の形成 ・都市機能の偏在を解消する都市構造の再編 ・地域連携や地域づくりが促進される社会基盤整備 ・駐留軍用地跡地整備と既成市街地環境改善の一体的推進 <p>都市交通・都市環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路網の体系的整備と公共交通機関への転換促進 ・シームレスな交通体系の整備

■都市づくりの共通目標

○地域の自然・歴史・文化を活かした個性豊かで活力ある都市 「我した島沖縄の」	○地域自らが考えつくる、快適で潤いのある都市 「特色ある」	○都市機能の有機的連携と交流による安全・安心な都市 「ゆいまーるのまちづくり」
---	----------------------------------	--

■都市づくりの共通理念

我した島沖縄の特色あるゆいまーるのまちづくり

2. 都市計画区域の範囲及び規模

名護都市計画区域（以下、本区域という）の範囲は名護市の全域とし、規模は次のとおりです。
 なお、就業機会、商圈等だけでなく、歴史的・地理的にも密接な関係にある周辺町村との連携等を視野に入れて、都市計画区域の広域化について検討を進めます。

区 分	市町村名	範 囲	面 積
名護都市計画区域	名護市	行政区域の全域	約 21,037 ha

資料：平成 28～30 年度都市計画基礎調査

■ 策定区域図



3. 目標年次

平成 27 年（2015 年）を基準年とし、都市の将来像、都市づくりの理念及び将来の都市構造は、令和 17 年（2035 年）を想定して方針を設定します。

区域区分の有無、主要な都市施設の整備等は、上記方針のもとに令和 7 年（2025 年）の姿として策定します。

Ⅱ 都市計画の目標

1. 都市の将来像

本区域は、平成 27 年（2015 年）現在、人口約 6 万人で、県全体人口（約 143 万人）の約 4.3%、北部圏域人口（約 12 万 9 千人）のおおよそ半数が居住する当該圏域の中核であるとともに、動植物の貴重な生息地である山林と美しい海浜景観を有する自然資源に恵まれた都市です。

近年、本区域においては、国際級の海洋性観光拠点として注目される一方で、赤土流出汚染等自然環境への負荷が増大していることから、産業振興や定住人口の増加に資する都市基盤整備を進めるとともに、隣接する町村などとの連携を強化し、やんばるの地域特性をいかした環境共生型の都市づくりが特に重要と考えられます。

また、観光リゾート地の形成や、都市機能の集積が進む西海岸地域に対して、取組が遅れていた東海岸地域において、近年、産業振興などが進められているところであり、地域特性に応じた柔軟で秩序ある土地利用などにより、本区域の東海岸地域の活性化・発展を推進することが重要と考えられます。

このことを踏まえ、おおむね 20 年後は次のような都市の実現を目指します。

将来像 1：亜熱帯の豊かな自然を守り育む都市

北部圏域の中央に位置する本区域では、やんばるの常緑広葉樹林の広がる山地など亜熱帯特有の森林や発達したサンゴ礁等の豊かで国際的にも貴重な自然環境が保全されて、次世代に受け継がれてきており、高次の都市機能も充実した環境共生型の都市が形成されています。

▼轟の滝



▼部瀬名のサンゴ礁

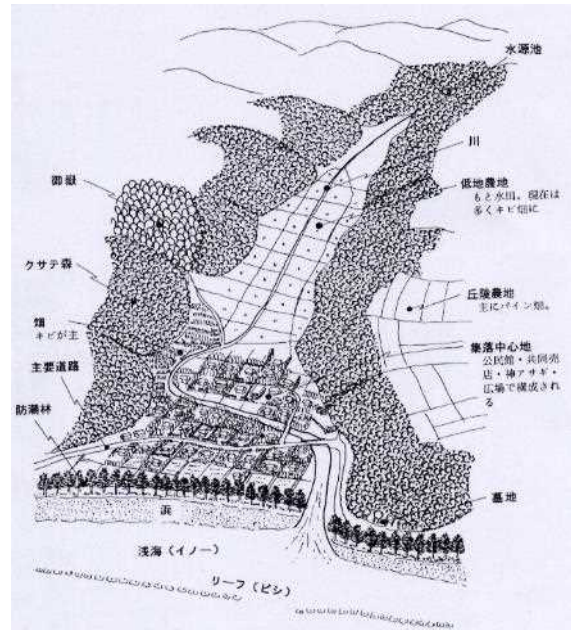


出典：沖縄観光コンベンションビューローHP

将来像 2：山、川、海の水循環を軸として持続可能な発展を遂げる都市

先人が築き上げた歴史とともに、豊かな自然環境と共生した土地利用を継承してきた本区域においては、水循環を軸とした美しく豊かな自然環境の保全・再生・適正利用、地産地消、環境負荷の軽減に継続的に取り組み、持続可能な循環型かつ低炭素型の社会基盤が確立されつつあります。

▼やんばる型村落と土地利用(名護市喜瀬) 名護市史



▼名護市街地



将来像 3：川や港とともによみがえる活気に満ちた都市

中心市街地では、歴史的な文化財資源が適切に保存・活用され、魅力が感じられる川や港及び名護湾と強く結びついた潤いのある都市空間が形成されつつあります。

また、職・住・遊の近接・充実やユニバーサルデザインが導入された歩行者優先空間の形成と交流広場などの地域共同体の育成及び活動の場の確保や中心市街地の核となる商業基盤施設等の整備によって、子供から高齢者まで幅広い年齢層が安心して快適に生活できる地域社会が形成されつつあり、活気に満ちあふれた都市空間が創出されています。

また、中心市街地周辺の既成市街地においても、コミュニティ道路の整備や公園・緑地などのオープンスペースの確保など身近な居住環境の改善が図られ、ゆとりと潤いを感じる都市空間が形成されつつあります。



▲ひんぷんガジュマル

▼21世紀の森公園



将来像 4：高次の都市機能が集積した北部の中核都市

本部半島とやんばるの常緑広葉樹林の広がる山地に挟まれた低地、特に、中心市街地周辺や国道 58 号沿道などには、産業経済、交通、教育、学術研究、文化、福祉等の充実した都市機能が集積し、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築などにより、周辺町村や中南部都市圏と有機的に連携するとともに北部圏域の中核都市としての拠点性が高まっています。

また、県立北部病院と北部地区医師会病院が統合した新たな医療拠点が形成され、北部圏域の医療体制の拡充が図られています。

将来像 5：国際的な学術研究・観光拠点として成長・充実する都市

やんばるの自然環境特性を有する本区域においては、ブセナ地域をはじめとしてリゾート環境の質が高まり、市街地においても観光客を引きつける魅力ある都市空間が創出されています。

また、様々な産業と有機的に連携しつつ、豊かな自然や伝統文化、地域の営み等、地域と交流可能な体験・滞在型観光の定着により、観光の通年化、滞在の長期化が図られ、国際的な観光都市として成長・充実しています。

さらに、本区域には国立沖縄工業高等専門学校や名桜大学、隣接する恩納村には沖縄科学技術大学院大学が立地し、学術研究拠点としての基盤及び環境整備が図られるとともに、地域の振興と科学技術の発展を担う人材育成を推進しています。



▲部瀬名地域

将来像 6：金融・情報を核として未来を拓く都市

本区域では、経済金融活性化特別地区や情報通信産業特別地区などの制度的な優位性を十分にいかし、豊かな自然環境と調和し、観光分野と連携する新たな産業の立地・創出や金融・情報通信関連産業の集積が図られています。



▲豊原地区将来像（イメージ）

2. 人口及び産業の規模

(1) 人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定します。(平成 27 年 (2015 年) 時点)

区 分		年 次		
		平成 27 年 (2015 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 17 年 (2035 年)
都市計画区域		61.7 千人	62.5 千人	62.6 千人

※国勢調査をベースに推計。なお、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口（平成 30 (2018) 年推計)』では、沖縄県全体のピークとなる人口を 2030 年の約 147 万人と推計している。

(2) 産業

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定します。

区 分		年 次		
		平成 27 年 (2015 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 17 年 (2035 年)
生 産 規 模	工業出荷額	415 億円	240 億円	141 億円
	卸小売業販売額	771 億円	741 億円	733 億円
就 業 構 造	第一次産業	1.8 千人(7.0%)	1.4 千人(5.6%)	1.1 千人(4.7%)
	第二次産業	3.8 千人(14.7%)	3.2 千人(12.8%)	2.8 千人(11.5%)
	第三次産業	20.1 千人(78.4%)	20.2 千人(81.6%)	20.3 千人(83.8%)
	計	25.7 千人(100%)	24.8 千人(100%)	24.2 千人(100%)

※沖縄県の工業、沖縄県の商業の実績値をベースに推計

3. 現状と課題

①広域都市計画区域への再編

本区域は、名護湾を拠点に明治期における教育施設や行政施設の立地とともに発展し、周辺町村と歴史的にも地理的にも深いつながりを持っております。

一方、近年の厳しい財政環境を踏まえると、広域連携の推進により市町村単位のフルセット主義から脱却することが求められており、周辺町村との都市計画区域再編や拡大を視野に入れて、都市の目指すべき姿を共有した上で、適切に役割分担をし、個性ある都市づくりを推進することが重要です。

②他圏域との交通・物流の強化

他圏域との交通・物流を円滑化し、地域活性化を促進するため、中南部都市圏へのアクセス性の拡充、圏域内の経済活動を支える幹線道路網の形成を図る必要があります。

③近隣町村と連携した中核都市・名護の形成

本区域は、名桜大学や北部看護学校、国立沖縄工業高等専門学校等の開校による教育環境の向上や就業条件整備に伴い、人口が増加傾向にあります。

しかし、郊外に大型商業施設が立地し、住宅等の整備も進む一方で、中心市街地では空き店舗が目立ち、若い世代の郊外への移動等による地域活力の低下や高齢化の進行が見られ、近隣町村を含め、今後もその傾向が続くと予想されます。

また、本区域の産業は、農林水産業や工業の粗生産額・出荷額が年々減少している一方、交通の利便性向上に伴い、近隣町村も商圈に含めた大型店舗の立地によって商業販売額が増加するなど、サービス業、卸売・小売業等の第3次産業の伸びが顕著です。

このように、近隣町村は教育、文化、消費、医療・福祉、就業等の機会を本区域に依存していることから、本区域は、近隣町村との連携を強化しつつ、さらなる産業振興や定住人口の増加に対応し、ゆとりや潤いを実感できる都市基盤整備を進めて、やんばるの中核都市として多様な都市機能を充実させていく必要があります。

近隣町村では、多くの観光客が訪れる美ら海水族館に加え、本部港クルーズバースの整備、民間主体で大規模テーマパーク構想などが進められており、これらに対応する多様でシームレスな交通体系の整備・拡充を図る必要があります。

④自然共生型土地利用の再考

豊かな自然環境と共生した土地利用を基本として集落が形成された本区域は、その優れた自然環境と一定の均衡が保たれてきました。しかし、近年社会基盤の整備等に伴う赤土流出汚染等、自然環境への負荷が増大しつつあります。

そのため、自然の地形を活かし、環境に配慮した社会基盤の整備とともに、廃棄物の減量化、生ごみの堆肥化、リサイクル等を進め、さらには、豊富な地域資源を活用したバイオマスエネルギー等のクリーンエネルギーの導入・普及を推進し、循環型社会を構築するなど、自然環境への負荷の少ないコンパクトな都市を実現することが求められます。また、中心市街地の魅力ある都市空間の創出のために、歩いて暮らせる環境づくりやまちなか居住の促進、コミュニティバスやタウンモビリティの充実などの人にやさしい交通手段の確保などにより、中心市街地に活気を取り戻す必要があります。

また、既成市街地の多くはエネルギー消費が非効率な都市構造及び交通体系となっていることから、ひと・ものが効率的に行き交う低炭素都市づくりを推進する必要があります。

⑤観光産業を支える歴史文化と自然環境の保全・再生・創出

本区域には、恵まれた海浜景観資源を活かして、大型リゾートホテルやゴルフ場等の観光レクリエーション施設が立地してきました。また、近隣には、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区や世界遺産に登録された今帰仁城跡等の観光拠点が充実しています。

今後、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を目指し、観光の通年化や滞在の長期化を実現するとともに近年増加している国内外からの観光客などに対応するため、歴史文化拠点の保全・形成と自然環境に配慮したエコツーリズム、グリーンツーリズムやブルーツーリズム等、やんばるの恵まれた自然環境を活かした持続可能な観光の充実、島々を含めた広域の観光・交通網の形成や観光施設の整備を進め、かつ、赤土流出防止対策等の環境保全対策や質の高い観光地と

しての沿道景観やまちなみ景観、採石場の景観対策等による観光資源の魅力向上に努める必要があります。

⑥北西方向への市街地進展への対応と中心市街地の活性化

本区域では、国道 58 号の北西方向への展開に伴って為又一帯の沿道に大型店舗の立地が進む一方、中心市街地では、空き店舗が解消されず、空洞化が進行するなど、人の流れが大きく変化しつつあります。また、周辺の用途地域の指定のない区域（以下、「用途白地地域」という。）においては、無秩序な市街化が進展する問題が生じています。

さらに、本区域は、東港（アガリミヤートウ）の名護間切番所周辺を核とし、名護湾に沿って市街地が形成されたことから、既成市街地のいたる所で歴史や文化を感じることができる文化財資源が点在していますが、中心市街地での空き店舗の未活用、若い世代の郊外への移動、狭い道路、密集した住宅地など改善が必要な箇所も多く存在します。

そのため、計画的かつ継続的な取組を支援し、市街地再開発事業等の推進により、市街地における防災機能の改善、土地の合理的かつ健全な高度利用と併せて、無秩序な市街化を抑制し、既成市街地の質的向上とともに、交通の利便性向上や各店舗の個性化によって集客力を高めて、「まちの顔」である中心市街地に活気を取り戻す必要があります。

⑦東海岸の秩序ある発展

本区域は、名護岳及び久志連山によって東西に分断され、西海岸と比較して東海岸の振興が遅れる傾向にありましたが、近年は、経済金融活性化特別地区や情報通信産業特別地区の指定、マルチメディア館を始めとする特区関連施設の整備や国際海洋環境情報センターの設立、沖縄北部雇用能力開発総合センターの整備、国立沖縄工業高等専門学校の開校等、新たな機能集積や雇用創出に関する様々な支援策が進められてきており、様々なビジネスの展開が期待されております。

そのため、今後の動向に応じて、既存集落や自然環境等良好な周辺環境との調和を図るとともに、産業振興と定住人口増加に資する魅力的な市街地形成に努める必要があります。

また、過疎化・高齢化が進む地域の再生に向けて地域資源を活用した施設等が整備され、自立した地域づくりが取り組まれています。

⑧災害に強い都市づくり（防災・減災）

本区域は、台風の常襲地であること、さらには東日本大震災や熊本地震、近年各地で発生する豪雨災害等の気候変動に伴って頻発・激甚化する自然災害の教訓を踏まえ、県民の生命・財産を守り、生活環境の安定確保を維持する必要があります。

そのためには、いかなる災害等の発生に対しても、以下 a～d の基本目標をもとに、予防的対策を含む生活基盤（又は既存施設）の機能維持・強化や地震・津波対策、治水・土砂災害・高潮対策等の地域強靱化を推進する必要があります。

- a. 人命の保護が最大限図られること
- b. 地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- c. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- d. 迅速な復旧復興

特に、近年は社会福祉施設などが被災する例が多く、これらの施設を含め、避難誘導體制の構築

や緊急時の輸送機能及び避難場所等の確保が求められています。

⑨福祉のまちづくり

少子高齢化が進行していることから、適切かつ確実なサービスの提供や各種施設の整備を図ることが求められているとともに、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが参加できる社会を支援し、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）を支える環境づくりが必要とされていることから、それに対応して高齢者対応住宅等の整備や、公共施設などにおけるバリアフリー化の促進が望まれます。

また、誰もが安全かつ安心して快適に暮らせる質の高い生活環境を実現するため、ユニバーサルデザインのまちづくり、歩いて暮らせる環境づくり、人にやさしい交通手段の確保などを進めていく必要があります。これらの取組により、障がい者、高齢者、療養者など多様な観光困難者の円滑な受け入れが可能となり、ユニバーサルツーリズムの促進へと繋がることも期待されます。

また、北部圏域の医療体制の充実を図るため、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、「北部基幹病院」の整備が望まれます。

4. 都市づくりについて

1) 基本理念

本区域においては、ユニバーサルデザインの考えを積極的に取り入れたすべての人が自らの意思で自由に行動し、社会参加のできる「すべての人にやさしいまちづくり」を行政や住民が一体となって進めるとともに、豊かな自然環境を保全・活用しつつ都市機能が集積する持続可能な発展が可能な魅力ある都市の実現を目指し、都市の歴史的・文化的価値を高めます。

2) 広域的な位置付け

本島北部やんばるの常緑広葉樹林の広がる山地と本部半島、そして島々からなるこの一帯には、国際的にも貴重といわれる亜熱帯の豊かな自然と共生し、山、川、低地、海という水循環を軸とした伝統的な土地利用が行われてきており、自然環境とともに、そのような歴史や文化も次世代に確実に受け継いでいく必要があります。

一方、経済金融活性化特別地区、情報通信産業特別地区の指定や北部振興策等の展開により、今後新たな都市機能の集積と雇用創出、それに伴う定住人口の増加が期待されることから、産業振興に資する基盤整備及び人材育成とともに、豊かな自然環境に恵まれたやんばるという地域性に常に配慮して、個性的で魅力ある都市を創造していくことが重要と考えられます。

そのため、北部都市圏の中核として、隣接する町村と将来像を共有し、適切に連携、機能分担するとともに、次のような広域的な位置付けを設定します。

自然交響都市圏・やんばる（やんばるの自然と響きあうまち）

3) 基本方針

さんしすいめい
**山紫水明やんばるの文化的で
心が響きあう（ハートコミュニケーションが生まれる）魅力あるまちづくり
— 自然と発展が調和するまち —**

※ハートコミュニケーションが生まれるまちづくり

豊かな自然環境や伝統文化を守り発展するまちには、環境と調和した心のふれあう空間、地域コミュニティを醸成する身近な空間等が必要として、住民との意見交換の過程において提案されたまちづくりの基本方針。

①北部都市圏で連携した都市づくり

やんばるの常緑広葉樹林の広がる山地と本部半島、島々からなる本区域や周辺町村は、歴史的にも地理的にも関連の深い一体的な地域であり、相互連携を深め、交流を促進しながら、豊かな自然や伝統文化と融和した個性ある都市づくりを進めます。

②自然共生型土地利用を基盤とした循環型の都市づくり

自然環境と共生しながら永い年月をかけて成熟した本区域においては、山・川・低地・海の一帯となった伝統的な土地利用を継承します。これに加えて自然環境の保全、貴重生物種の保護や

赤土流出防止対策等の環境保全対策を図り、さらには豊富な地域資源を活用したバイオマスエネルギーなどのクリーンエネルギーの導入・普及を推進するなど、環境負荷の小さい持続可能な循環型かつ低炭素型の都市の実現を目指します。

③北部圏域の中核都市づくり

北部圏域の中核都市である本区域は、行政、経済、教育、文化、医療・福祉、金融、情報通信、交通、公園等、多様な都市機能の充実を図りつつ、近隣町村との連携を促進し、活力と快適性を備えた都市としてその拠点性を高めていきます。

特に医療については、北部圏域の医療体制の充実を図るため、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、「北部基幹病院」の整備を図ります。

④心が響きあう市街地の再生を核とした都市づくり

既成市街地の歴史や個性を再確認し、生活者の視点にあわせたきめ細かな都市づくりを進めて、身の回りの生活空間の充実を図ります。

⑤国際的な観光都市づくり

本区域は、美しい海浜景観をはじめ、近隣にも国営沖縄記念公園海洋博覧会地区や今帰仁城跡、のどかな島々等の観光資源に恵まれていることから、その維持や良好な景観形成に努めるとともに、健康・長寿関連産業や交流・体験及び滞在拠点の形成、観光産業等との連携、農林水産業の多面的機能の強化を促進して、豊かで美しい観光空間の創出を図ります。

また、ブセナ地区やカヌチャ地域などのリゾート施設と万国津梁館並びに、沖縄科学技術大学院大学(OIST)など、区域内外の拠点や施設を活用した MICE を推進し、国際的な学術研究・観光拠点としての基盤及び環境整備の形成を図ります。

⑥新たな産業が集積する東海岸の魅力ある都市づくり

東海岸においては、情報通信産業振興地域制度の活用促進、情報通信基盤の高度化や、経済金融活性化特別地区の税制優遇措置などを活かした国内外からの企業誘致により金融・情報通信関連業務の集積を図り、環境関連産業の創出を目指す等、自然や伝統文化を活かした体験型観光や自然環境と共生する金融 IT 国際みらい都市の形成を目指します。

また、二見以北については、社会的動向に留意しつつ豊かな自然環境を活かした体験・滞在型観光による地域づくりを目指します。併せて、広域的アクセス性の向上、地域間を連携するコミュニティバスの導入等により公共交通網の充実を図ります。

⑦強さとしなやかさを持った安全・安心な都市圏づくり

本区域は、台風の常襲地であり、さらに今後大規模な地震が発生することも懸念されていることから、様々な自然災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、並びに生活及び国民経済を守ることが求められます。そのため、いかなる災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の強靱化を推進していきます。

4) 将来都市構造

本区域では、港から名護十字路周辺にかけての県道名護宜野座線（旧国道 58 号）を都市の骨格軸とし、周辺の用途の複合化や歩行者空間の充実等、歩いて暮らせる都市づくりを促進して、賑わいのある都市空間の創出を図るとともに、現国道 58 号沿いに進展しつつある無秩序な市街化を抑制し、豊かな自然環境と共生する都市のコンパクト化を促進します。

また、新たな都市機能の集積が期待される久辺三区（辺野古・豊原・久志）は、中心市街地との機能分担や交流・連携をすすめ、東海岸における個性的な地域拠点を形成します。

大型リゾート施設や国際コンベンション施設が立地する西海岸においては、観光機能の充実を促進するとともに、万国津梁館並びに沖縄科学技術大学院大学(OIST)など、区域内外の拠点や施設を活用した MICE を推進します。また、名護湾沿いに良好な景観を創出して観光軸の強化を促進します。さらに、北部の自立型経済の発展を支える物流基盤の強化や、鉄軌道を含む新たな公共交通システムや北部交通網の連携などにより、北部圏域の中核都市として各種機能の強化を図ります。

将来都市構造附図(県土構造図)



異文化交流都市圏
中部広域都市計画区域

歴史交流都市圏
那覇広域都市計画区域

歴史交流田園都市圏
南城都市計画区域

島々文化都市圏
石垣都市計画区域

自然交番都市圏
名護都市計画区域
本部都市計画区域

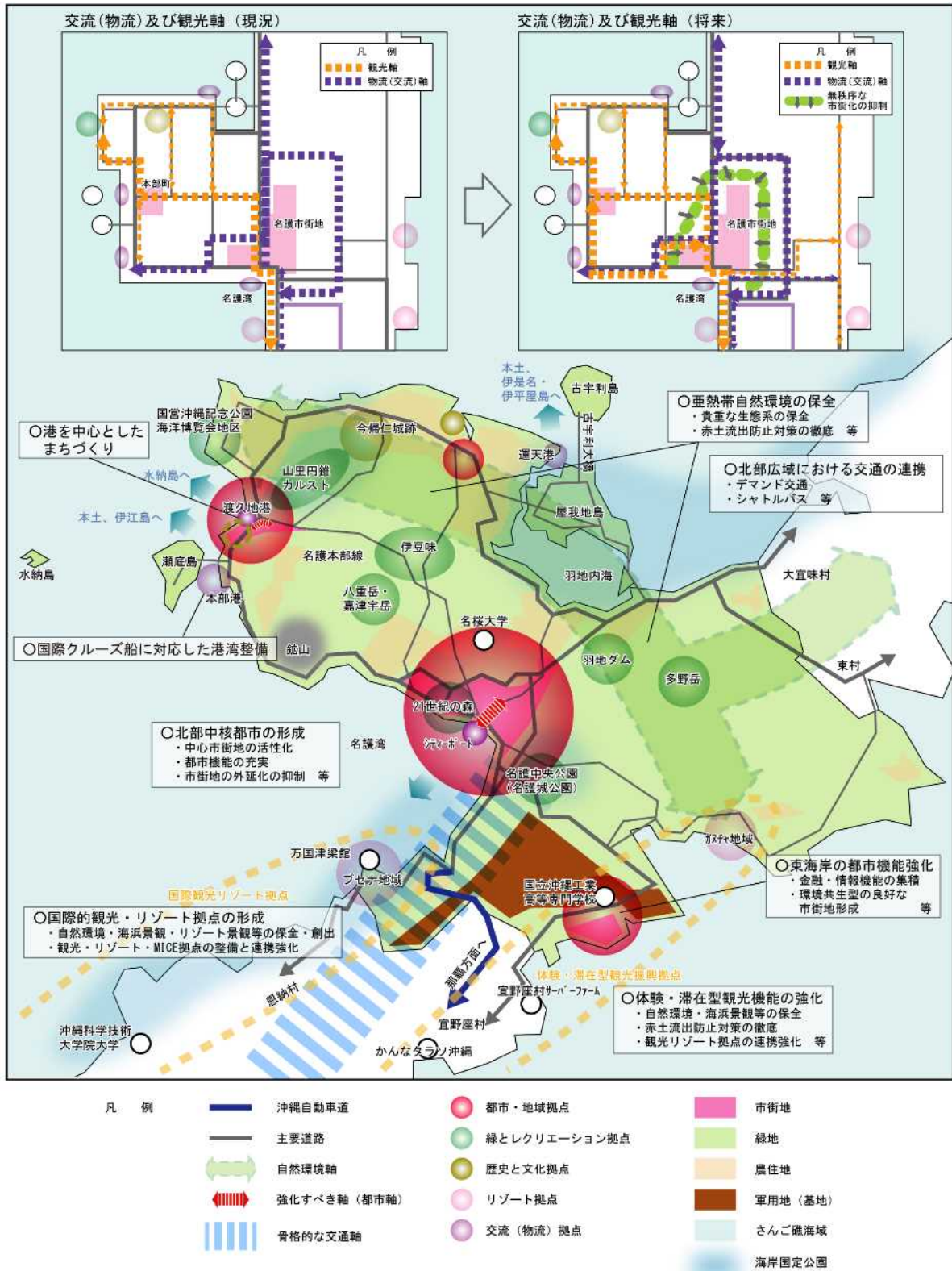
健康交流都市圏
宮古都市計画区域

凡例

- 都市拠点
- 副都市拠点
- 地域拠点
- 交通拠点
- 緑の拠点
- 都心を中心とする領域
- 都市圏軸
- 交流連携軸(地域)
- 交流連携軸(広域)
- 自然軸
- 歴史・文化軸
- 歴史・文化エリア
- 骨格的な公共交通軸

都市圏軸とは
都市機能や都市交通の集積、市街地の連担などからみえる都市圏構造の方向性を表現

将来都市構造附図 -北部都市圏-



将来都市構造附図-名護都市計画区域-



- | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-----------------|
| 住宅地 (中密・低密) | 河川、水系 | 商業拠点 | 用途地域指定検討区域 |
| 商業地 | 幹線道路 | 行政文化拠点 | 緑の骨格・無秩序な市街化の抑制 |
| 工業地 | 補助幹線道路 | 交流(物流)拠点(港) | 良好な海浜保全 |
| 農村環境ゾーン | " (未整備) | 緑の拠点 | |
| 海岸線・海域安全ゾーン | 強化すべき軸(都市軸) | 歴史文化拠点 | |
| 自然環境域安全ゾーン | 強化すべき軸 | 大学 | |

Ⅲ 区域区分の方針

1. 区域区分の有無

本区域には区域区分を定めません。

なお、区域区分を定めないとした根拠は次のとおりです。

本区域は北部圏域の拠点都市であり、その人口規模は今後も伸びると想定されますが、他法令との連携強化を図るとともに、各地域の市街地像に応じた用途地域の指定や地区計画の活用、特定用途制限地域の指定、用途白地地域での建築形態規制や開発行為の許可を要する規模要件（以下、開発許可対象面積という）の見直し等、総合的なスプロール対策を講ずることによって抑制できる範囲と考えられます。

ただし、中心市街地の空洞化が進行すると同時に市街地周辺部での開発が増加傾向にあることから、用途白地地域における開発圧力の動向を注視していく必要があります。また、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の必要性について検討を行います。

Ⅳ 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

機能が集約し、自然と調和した土地利用

1) 主要用途の配置の方針

①住宅地

住宅地は人々の日常生活の基本となるところであり、とりわけ本区域では、恵まれた自然環境と共生する職住近接環境の実現が重要と考えられます。

そのため、中心市街地や既成市街地における住宅地の維持とともに、誰もが安心して快適に暮らせる居住環境の創出に努めます。住宅の安定供給については、民間による住宅供給が困難な地域等、定住化に向けた魅力ある住環境の形成を図るため、古民家の利活用の促進や公営住宅の整備等を重点的に推進します。

②商業地

商業地は物品サービスのある場であるとともに、多くの人々が交流する「にぎわいの場」であり、いわゆる都市らしさを形づくる重要な機能を有しています。

商業機能が集積する中心市街地は、名護市産業支援センター、名護市営市場等を中心に、地元自治体や地域事業者の主体的な取組との連携を図り、新規起業やソーシャルビジネスを促進するなど、活性化を図ります。また、国道 58 号沿道の為又周辺の商業地と差別化を図った商業機能の拡充によって、個性的で快適な商業空間を形成するとともに、居住機能、娯楽機能、文化機能などを強化させた用途の複合化を促進し、今後も職・住・遊の多様な機能を併せ持ち、活力のある中心商業地として充実を図ります。

③工業地

工業地は、都市における生産活動の場であり、就業機会の拡大など地域経済への発展に重要な役割を有しています。

そのため、既成市街地周辺に立地するビール工場や、国道 449 号沿道の石灰岩採石場、セメント工場等は、工業地として位置付けながら、環境の保全・回復と景観形成に努めます。

また、農林水産物等の地域資源や加工施設等を活用し、やんばるブランドの創出に向けた農商工連携による取組を促進します。

さらに、地域資源の活用による新事業の創出等を図る企業を支援するとともに、産業高度化又は事業革新等に取り組む企業の立地を促進し、地域産業の更なる振興を図ります。

④流通業務地

流通業務地は、生産と消費を結ぶ機能を有し、地域産業及び経済の流通活動において重要な役割を担っていることから、名護漁港の背後地を中心に適宜配置を検討します。

2) 土地利用の方針

①土地の高度利用に関する方針

中心市街地においては、産業、医療、教育、行政等の各種都市機能の集積を進めるとともに、本島北部地域の住民ニーズに応えうる高次都市機能を備えた土地の高度利用を検討します。

②用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

用途白地地域の市街化が確実である区域においては、市街地像を明確にして、基盤整備と併せて用途地域の指定を促進し、用途の純化を図ります。

また、久辺三区においては、基盤整備の計画の熟度や、金融・情報通信関連産業の集積等の動向を踏まえ、農林漁業との健全な調和を図りながら、用途地域の指定等により魅力的な都市機能の集積を検討します。

③居住環境の改善又は維持に関する方針

幸地川の河口の港や名護湾に面する城、東江などの既成市街地は、地域のつながりを重視したコミュニティ道路やポケットパーク等の身近な居住環境の質的向上を図るとともに、市街地が拡大しつつある既成市街地の北西部については、用途地域の指定や区画整理事業等の導入により、良好な市街地環境の形成に努めます。

また、老朽住宅地の改善やオープンスペースの確保等により、良質でゆとりある居住環境の形成を図るとともに、定住化に向けた、古民家の利活用の促進や公営住宅の整備等を重点的に推進します。

さらに、低・未利用地や空き家等の既存住宅ストックの有効利用に努めます。

④都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地周縁部の斜面緑地等は、環境保全や景観上極めて重要な役割を果たしていることから、風致地区や緑地保全地域の指定等により積極的な保全に努めます。

また、市街地では、都市内の貴重な緑地空間の確保のため、湧水や墓地周辺の緑地、御嶽林など市街地内に残る身近な緑地の確保を図るとともに、道路の緑化や屋敷内緑化等による緑の総量の確保と緑化軸の形成を推進し、自然と調和する都市空間の形成に努めます。

⑤優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地近郊の豊かな農住環境を維持していくため、優良農地については、農業上の土地利用が継続されるよう、集団性の確保や土地利用調整等による営農環境の保全に努めます。

また、担い手への農地の集積・集約化の促進等による経営規模の拡大を図りつつ、経営の効率化に向けた農業生産法人等の育成・強化に努めます。

⑥災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

気候変動に伴って頻発・激甚化する自然災害に強いまちを形成するため、既存集落及び既成市街地の防災機能の向上を進めるとともに、市街地や集落周辺の斜面緑地やオープンスペースの無秩序な開発を抑制し、自然環境に配慮した防災・減災を促進します。

また、予防的対策を含む生活基盤の機能維持・強化や地震・津波対策、治水・土砂災害・高潮対策等の防災・減災対策に取り組みます。

さらに、災害に強い都市構造を形成するため、地域防災拠点の整備やオープンスペースの確保に取り組むとともに、災害リスクの高い地域における都市化の抑制について検討します。

⑦自然環境形成の観点から必要な保全・再生・適正利用に関する方針

やんばるの水循環を基軸とした山、川、海の自然環境や市街地を取り巻く斜面緑地については、緑地保全地域や風致地区等の指定による保全と必要に応じた再生や適正な利用に努めます。

⑧計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

用途白地地域については、土地利用の動向並びに人口動態や経済動向等を見据え、建築物の建蔽率、容積率等の建築形態規制の見直しを必要に応じて検討します。併せて、地区計画の活用による自然環境との調和、共生する集落環境整備、特定用途制限地域の指定及び開発許可対象面積の引き下げなど適切な対応に努めます。

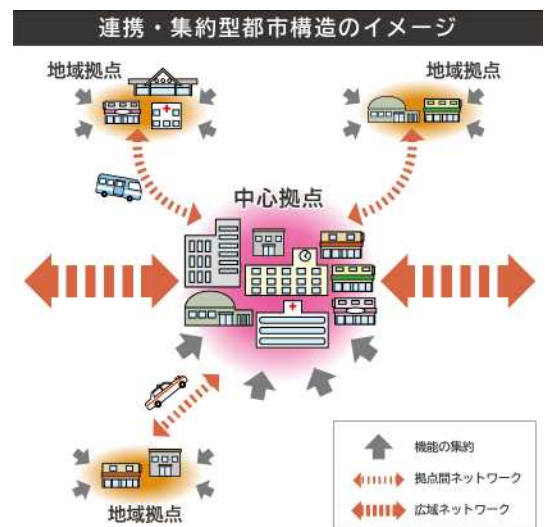
また、久辺三区においては、経済金融活性化特別地区及び情報通信産業特別地区の指定、国立沖縄工業高等専門学校やマルチメディア館をはじめとする特区関連施設の活用により、金融・情報通信関連産業を核とする様々な都市機能が集積した新市街地が形成されつつあることから、地元主体で市街地像を明確にするとともに、地域地区制度や地区計画等を活用し、自然環境等に十分配慮した適正な土地利用の実現を図ることで、サンライズベルトの北部圏域への展開と県土の均衡ある発展を図ります。

さらに西海岸のリゾート地については、景観法の活用等により自然環境に十分配慮した土地利用を図ります。

⑨連携・集約型都市構造の方針

無秩序な市街化を抑え、拠点への都市機能の集約や、拠点周辺への居住誘導を図るとともに、公共交通などによりこれら拠点間をネットワークで結ぶことにより、住民の生活利便性を高めます。

また、生活機能等の維持が困難になると見込まれる集落においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を徒歩圏内に集約し、地域拠点や周辺集落と公共交通などのネットワークで結ぶことで、相互の機能の維持・強化を図ります。



2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

自然と人にやさしく、誰もが利用しやすい交通施設

本区域では、透水性・低騒音舗装等による環境負荷の低減を図るとともに、やんばるの貴重な自然や原風景と調和して連携・交流の促進に資する交通施設整備を推進するとともに、ライフサイクルコストを意識した予防保全型の維持管理へ転換を視野にいたれた取組を推進します。

また、道路交通施設の整備に際しては、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが歩きやすく、歩行者や自転車がそれぞれ安全・安心に通行できる都市空間づくりのためユニバーサルデザインの導入を促進するとともに、歩行空間の整備や無電柱化、道路緑化等による良好な沿道環境の保全・創出を促進します。さらに、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取組を推進します。

①自然環境と調和し、地域づくりと一体となった道路網の整備

豊かな自然環境と調和し、沿道の動植物や景観に配慮した道づくり（エコロード）を進めるとともに、物流や人々の交流の活性化に資する幹線道路網の形成を図ります。

併せて、自然環境や伝統文化等、地域資源を活かした地域づくりと一体となった道路整備を推進します。

また、市街地周辺においては、道路整備に伴う交通量の変化を把握したうえで、交差点改良による交通渋滞の緩和を図ります。

②公共交通の充実と歩行者優先道路網の形成

市街地では、港や公園緑地、学校等の公共施設と河川沿いや海岸線等の市街地内の各所を相互に連結させ、歩行者や自転車利用者が安全で快適に利用可能な道路網を形成します。

また、高齢化の進行により想定される交通弱者の増加への対応や、今後の東海岸における新たな都市機能の集積による地域間の交通流動の変化に対応する公共交通網の充実を図ります。

さらに、コンパクトなまちづくりと連携した鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて取り組みます。

③持続可能で質の高い観光を支えるやんばる路の保全

国道等の幹線道路をはじめ、補助幹線道路、生活道路等の既存の交通施設は、周辺の自然や歴史文化と調和したやんばる路として、その維持管理とともに道の個性の確保に努めます。

④他圏域との交通・物流の強化

他圏域との交通・物流を円滑化し、地域活性化を促進するため、中南部都市圏へのアクセス性の拡充、圏域内の経済活動を支える幹線道路網の形成を図ります。

2) 整備水準の目標

おおむね 20 年後の主要な幹線道路、その他の幹線及び補助幹線道路の整備目標を 4.9km/km² (平成 31 年 (2019 年) 度現在 4.7km/km²) とし、基本方針に基づく着実な整備を推進します。

3) 主要な施設の配置の方針

①道路

a.主要な幹線道路

北部圏域の中心であり観光の拠点であることから、その拠点性と広域交流機能を高めるために、沖縄自動車道の許田から名護市街地北側に至る名護東道路の整備を推進します。

b.その他の幹線道路

市街地と郊外を結ぶ名護宜野座線の整備を推進し、日常生活及び産業活動の円滑化を促進します。

c.補助幹線道路

名護十字路から城十字路、港に向かうルートと名護大通りにおいては、中心市街地の活性化に資する歩行者空間の充実を図ります。

d.生活道路

道路網を整序しつつ利便性を高めるため、生活道路は、区域内で発生又は集中する交通を円滑に集散し、さらに北部地域の自立的発展に向けた定住条件や経済活動に係る競争条件を改善するため、通過交通を誘発しないよう配置します。

市街地周辺の用途白地地域や久辺三区については、住民の生活環境を保全する安全で快適な生活道路の整備を図ります。

②公共交通

本区域は、近隣市町村を經由する路線バスや広域に經由する路線バスが運行されていることから、バス交通を基幹交通としての機能強化を図るため、中心市街地や地域拠点及び医療機関等を結ぶ公共交通ネットワークの構築に努めるとともに、より良い公共交通ネットワークを構築するため、鉄軌道の導入を前提に取り組みます。

③交通管理

住民や観光客にとって利便性が高い交通ネットワークを形成するため ICT 等を活用し、的確な交通情報の提供などシームレスな接続、安全・快適な移動環境の提供に取り組みます。

4) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内の主要事業を次のとおり想定します。

種 別	名 称
道 路	名護東道路、名護宜野座線、県道 13 号線

(2) 下水道及び河川に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

①下水道

人口増加や市街地の拡大に伴う汚水量の増大及び浸水の防除に対処し、衛生的で快適な都市環境の創出と公共用水域の水質保全を図るため、引き続き下水道の整備を促進します。

さらに、下水道施設、集落排水施設の新規整備に関しては、ライフサイクルコストの縮減を念頭に最適な規模と適正配置等に努めます。

市街地以外の密集した集落やリゾート地域では、特定環境保全公共下水道や集落排水施設、合併処理浄化槽等の併用等による汚水処理施設の整備を促進し、集落環境や自然環境の保全に努めます。

②河川

市街地や集落の多くは、幸地川、屋部川及び羽地大川に沿った河口に形成されており、川や緑地等、自然環境の再生によって、それぞれの個性を高める必要があります。また、市街化による保水機能の低下などによる豪雨時の流出量の増大など河川に係る諸条件が悪化していることから、緑地や遊水地の適切な確保、雨水貯留施設の整備、透水性舗装等による環境負荷の軽減等とともに、河岸緑地の保全や地域住民の参加の下、生物の生息環境に配慮し併せて美しい景観を保全・創出する多自然川づくりを推進します。あわせて、自然災害等の防止のための河川整備を推進します。

さらに、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水に取り組めます。

2) 整備水準の目標

①下水道

おおむね 20 年後の公共下水道の整備目標は、次のとおりです。

年次	平成27年(2015年) 【現況】	令和17年(2035年) 【目標】
処理対象人口(千人)	38	46
普及率(%)	61	78

※処理対象人口とは利用可能人口を表す。

資料：庁内資料

②河川

本区域内の二級河川(10河川、整備に必要な延長約23km)について、積極的な整備を推進します。

年次	平成27年(2015年) 【現況】	令和17年(2035年) 【目標】
河川整備率(%)	77	81

資料：庁内資料

3) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内の主要事業を次のとおり想定します。

種 別	名 称
下水道	ポンプ場及び管渠の改築
河 川	我部祖河川、西屋部川、屋部川

(3) その他の都市施設の都市計画決定の方針

1) 基本方針

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保し、向上を図るため、本区域の人口動態に対応し、かつ長期的展望に立ってそれぞれの施設整備を進めるものとします。

2) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内の主要事業を次のとおり想定します。

種 別	名 称
その他	ごみ処理施設：ごみ焼却施設及びリサイクルセンターの更新
	火葬場：火葬場の更新
	し尿処理施設：名護市下水処理場へし尿受入施設を整備

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 基本方針

職・住・遊・福祉機能が充実した安全で快適な市街地

港を中心に発展してきた本区域では、為又周辺に新たな市街地が進展する一方、中心市街地では空き店舗が目立ち、若い世代の郊外への移動等による都市の活力低下が懸念されており、中心市街地の活性化が望まれています。

そのため、市街地の無秩序な拡散を抑えて中心市街地の活気を取り戻し、既成市街地の居住環境の改善や市街地外縁部等における田園環境と調和の取れた良好な住宅地の確保に努めるとともに、次の方針によって市街地の整備を推進します。

①地域の歴史をつなぐ中心市街地の再構築

交通の要衝として歴史が積み重ねられ、形成された中心市街地では、名護城跡（名護グシク）や幸地川、ひんぶんガジュマル等、その土地に刻まれた歴史・風土や市街地のたたずまいをいかしながら、アクセシビリティの向上を図り、歩いて暮らせる市街地の形成など、市街地の再構築を図ります。

②職・住・遊・福祉機能が共存した市街地の実現

空き店舗の有効活用、大型店舗との差別化、産業支援センターにおける雇用促進や人材育成等、ソフト施策を展開するとともに、駐車場の適正配置、名護漁港施設用地の水産振興を核とした有効活用、交通利便性の向上、シンボルロード事業の導入、高齢者用福祉住宅の整備等のハード施策を一体的に図りながら、職・住・遊・福祉機能が集積し、安全、快適でにぎわいのある市街地整備を進めます。

③自然環境や文化財等をいかした面整備の推進

既成市街地においては、川や樹林地、小起伏の斜面緑地、昔ながらの旧道、カー（井戸）、御嶽、文化財等、その土地の風景や特性を保全・活用しながら、都市機能の連携を高める面整備を推進します。

4. 都市環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

自然 —ふるさとやんばるの心— を感じる都市環境

本区域は、自然性の高い森林、海岸域に広がる良好なサンゴ礁、本部半島の石灰岩特有の自然の地形と植生等、良好な自然環境を有しており、これらのみどりに包み込まれるように市街地、集落が成立しています。

また、本島北部圏域の中心都市であり、開発・整備が進展しており、これらと調和する自然的環境の保全、身近なみどりの環境の保全と活用の検討が求められる地域です。

これらを踏まえ、みどりの形成に関する基本方針を以下のように設定します。

- ①市街地を包む名護湾のみどりの縁取りの形成
- ②海と山の魅力を高める拠点の形成
- ③やんばるの森と海の持続可能な環境の形成
- ④森や海の恵を感じる水辺環境の形成

また、社会の成熟化、住民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備を背景として、緑地のもつ多機能性を引き出すため、「今ある緑地を活かす」、「民間との連携を図る」「緑地を柔軟に使いこなす」ことを促進します。

2) 緑地の確保水準

①緑地確保の目標水準

年次	平成27年（2015年） 現況値	令和17年（2035年） 目標値
市街地＋周辺における緑地確保目標量	2,670.2 ha	2,670.2 ha
市街地＋周辺の面積	3,323.8 ha	3,323.8 ha
市街地＋周辺に対する割合	80.3 %	80.3 %

平成27年（現況）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」

令和17年（目標）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」

※「＋周辺」とは、市街地の存在する周辺領域のみを対象としている。

※目標値において割合が30%以上の場合は、現況以上とする。

②都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成27年（2015年） 【現況】	令和17年（2035年） 【目標】
都市公園等の整備面積	123.4 ha	150.0 ha
都市計画区域人口1人当たりの 都市公園整備面積	19.8 m ² /人	24.4 m ² /人

平成27年（現況）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」

令和17年（目標）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」

3) 主要な緑地の配置の方針

①環境保全系統

本区域を囲む山頂部、名護岳と多野岳の頂部緑地を自然共生回廊の拠点として維持し、自然の保全・活用拠点を形成します。

また、北部脊梁山系に続く名護岳・多野岳山稜、羽地ダム一帯のやんばるの森の保全及び名護城跡とこれに連なるみどりの保全を図ります。

②レクリエーション系統

21世紀の森公園の文化の公園としての機能、名護中央公園の風致探勝公園としての機能にスポーツ拠点機能を加える北部地域拠点公園形成の具体化を検討します。

また、羽地内海や東海岸においてみどりの整備を検討します。

③防災系統

市街地周辺には津波避難に対応する広域防災公園の確保を検討するとともに、21世紀の森公園の海岸緑地の充実を図り、緩衝帯としての津波対策緑地機能を確保します。

また、市街地に隣接する斜面緑地は防災緑地帯として保全するとともに、河川や幹線道路を防災緩衝帯として整備し、安全で安心な市街地形成に資する防災緑地ネットワークの形成を図ります。

④景観形成系統

市街地を囲む名護岳、嘉津宇岳のスカイライン、その前面の斜面のみどりを保全し、嵐山や多野岳等については眺望点の保全を図ります。

また、21世紀の森公園から安和の採石場採石跡地一帯については、緑化による景観の回復を図ります。

4) 主要な緑地の確保目標

■公園緑地等の整備目標及び配置の方針

種別	配置方針	平成27年（2015年） 【現況】	令和17年（2035年） 【目標】
住区基幹公園	街区公園 1 m ² 以上を満たすよう、特に市街化進展範囲での配置に努めます。	5.4 m ² /人	5.9 m ² /人
都市基幹公園	住民1人当たり 1.5 m ² 以上の運動公園の配置に努めます。	3.8 m ² /人	5.8 m ² /人
広域公園	名護中央公園（名護城公園）の供用促進と整備を図ります。	9.5 m ² /人	11.5 m ² /人
その他の公園緑地 (都市基幹公園、特殊公園等)	北部都市圏の中核的都市として、スポーツや海をテーマとした整備を図ります。	1.2 m ² /人	1.2 m ² /人
合計		19.8 m ² /人	24.4 m ² /人

平成27年（現況）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」
令和17年（目標）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」

■風致地区・緑地保全地域等の指定の方針

種別	配置方針	平成27年（2015年） 【現況】	令和17年（2035年） 【目標】
風致地区	名護市街地の東側を囲む九年又等既指定4地区の保全を図ります。	45.4 ha	45.4 ha
その他の地域制緑地	現行の国定公園、鳥獣保護区、自然環境保全地域、天然記念物、保安林等の郊外の緑地については、指定の継続・拡充、維持管理の充実に努めます。	3,097.1 ha	3,097.1 ha
合計		3,142.5 ha	3,142.5 ha

平成27年（現況）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」
令和17年（目標）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」

5) 重点的に整備又は保全すべき主要な緑地等

①おおむね10年以内に指定を行うべき主要な緑地保全地域等

名護市街地北部丘陵の緑地の保全を図るため、段階的に地域制緑地を導入します。

(2) 景観形成に関する方針

1) 基本方針

ゆとりと潤いのある市街地を形成するためには、良好な都市景観の創出が重要であり、今後、景観計画に基づいた計画的な景観形成・保全に努めます。そして、良好な都市景観は観光資源としても重要な役割を担うものであります。

そのため、市街地内外の緑地を積極的に保全・整備するとともに、建築物の壁面緑化や屋上緑化、公共施設の緑化、街路植栽等による緑豊かで潤いのある都市空間の創出と都市景観の形成を促進します。併せて、無電柱化や、それぞれの地域にふさわしいタウンカラー、屋外広告物の規制誘導等の検討を進め、地区計画、景観地区等の活用により個性豊かで良好な地域景観の創出を図ります。

貴重な水源を涵養する山地部や羽地内海の沖縄海岸国定公園一帯、良好なサンゴ礁海域や貴重生物種の保全などやんばるの原風景である自然景観を保全するとともに、山並みに囲まれ集約された市街地の形成、良好な建築形態の誘導など、自然と調和する良好な都市景観の創出に努めます。

また、地域固有の優れた景観を形成する勝山区、東江区、喜瀬区等においては、住民の日常生活に配慮しつつ、景観法の活用や地区計画等によって、海や山へ望む自然景観や沿道景観の保全・利活用を図るとともに、当市の観光の魅力を向上させる景観の形成を促進します。

さらに、サンゴ礁の発達したブセナ岬一帯の海中公園地区や県内でも有数の景勝地として知られ国定公園である羽地内海などについては、その周辺も含め自然景観と調和した上質な景観形成を促進します。

併せて、墓地の整備にあたっては、周辺地域の土地利用や自然環境との調和、地域住民の意向に配慮しつつ可能な限り集約化を図り、良好な景観形成に努めます。

5. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 基本方針

住民の生命と財産を守り、安全な都市づくりを進めることは都市政策の基本であり、未然防止とともに災害時の適切な対策、迅速な災害復旧などが欠かせないため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定し、それらを回避するための推進方針に基づいた施策を進める必要があります。

そのため、災害気候変動による影響への適応の考え方や災害時の被害の最小化を図る「減災」の考え方を踏まえつつ、河川や海岸、急傾斜地等における防災対策の積極的な推進や災害リスクの高い地域においては、土地利用を適切に制限するなどの対策を検討します。

平成23年（2011年）3月の東日本大震災や平成28年（2016年）4月の熊本地震の教訓を踏まえ、既成市街地においては、不燃化や老朽建築物の建替を促進するとともに避難路や避難場所の確保、伝統的な屋敷林の保全を図ります。

また、台風の常襲地域に位置する本県においては、河川改修による治水機能の向上、防災機能をもった遊水池の整備等を推進するとともに、海岸や急傾斜地等における防災対策を積極的に推進します。さらに電柱の倒壊の危険をなくすため無電柱化の促進、災害リスクの高い地域については、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるように配慮しつつ、災害リスクの高い地域における土地利用の適切な制限について検討します。

地域社会の防災対応力の向上を図るため、住民の防災意識の啓発や防災ボランティアの育成等を促進して、住民相互及び住民と行政間の連携が充実した防災体制の強化に努めます。さらに、災害時の主要ネットワークの迂回路としてのリダンダンシー（多重性）の確保に努めるとともに、ICT・IoTを活用した防災情報共有や防災力の向上など、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、災害に強くしなやかな都市づくりに努めます。

社会福祉施設など災害弱者が被災した際に、速やかに避難誘導ができるよう、避難誘導體制の構築や、緊急時の輸送機能及び避難地等の確保を促進します。

2) 都市防災のための施策の概要

①火災対策

火災を防止、または火災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、道路、その他の公共施設の維持管理を強化し、災害時の避難、救援、消防活動の骨格となる道路や小広場、公園緑地等の防災軸を強化します。

また、避難路や延焼遮断帯として機能する道路整備を推進するとともに、避難経路、避難場所、公園、公共施設等の防災上重要な地区においては、防火地域や準防火地域の指定を促進し、建築物の不燃化を促進します。

②地震・津波対策

建築物・構造物等の耐震化対策、老朽建築物の建て替えや不燃化の促進とともに、広域避難場所確保と整備、電気、上下水道等のライフラインの構造強化を進め、震災に強い都市構造の形成に努めます。

地震・津波対策については、歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波の発生に際

しても人的・物的被害を最小化するため、迅速な避難行動のための体制整備、県民の防災意識の啓発・向上、地震・津波に強いまちづくりなどソフト対策とハード対策を組み合わせた防災対策全体の再構築に取り組むとともに、災害リスクの高い地域への立地抑制について検討を行います。

また、津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点整備の観点から、一団地の津波防災拠点市街地形成施設の必要性について検討を行います。

③浸水対策

台風や集中豪雨などによる風水害の防止や被害の拡大を防ぐため、河川、海岸、道路、下水道その他の公共施設の早期改修や維持管理を強化します。

また、緑地の保全、浸透柵等浸透施設の整備、透水性舗装により水循環システムを改善し、水害に強い都市づくりを進めます。

さらに、雨水幹線や貯留浸透施設等の整備を促進するとともに、内水ハザードマップの作成や住民等による自助を組み合わせることにより、総合的かつ効果的な浸水対策を促進します。

④土砂災害対策

土砂災害から住民の生命と財産を守るため、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策、発生源対策を推進します。

また、土砂災害のおそれのある区域については、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、一定の要件に合致する既存住宅の移転促進等を推進します。

さらに、避難に手助けが必要な人々が利用する老人ホームなどの要配慮者利用施設が含まれる危険箇所について、重点的に対策を行うとともに、災害時における警戒避難体制の整備、建物の構造規制や立地規制などの対策を進めます。

6. 福祉のまちづくりに関する主要な都市計画の決定の方針

1) 基本方針

本県には、亜熱帯・海洋性の豊かな自然環境や中国、東南アジア諸国の人々との長い交流を通して培われたやさしくおおらかな精神、人々が共に助け合っていく相互扶助の習わし等、高齢者、障がい者等にやさしい、温かい風土があります。

このすばらしい風土の中で、すべての人が個人として尊重され、様々な交流やふれあいを通して、生きがいを持って自由に行動し、社会参加できる地域社会を実現するため、ノーマライゼーションの理念を実現するまちづくりを目指し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた各種施設整備・改善を進めるとともに、高齢者や障がい者をはじめ誰もが歩いて暮らせる環境づくりを推進します。

2) 福祉のまちづくりに関する施策の概要

①ゆとりある公共空間

ユニバーサルデザインの理念に基づく地域形成に向け、社会福祉施設、医療施設、官公庁舎、教育文化施設、商業施設、公共交通機関の施設等、道路、公園、その他の多数の者の利用に供する施設において、バリアフリー化の一層の促進を図ります。

また、道路等においては、高齢者や障がい者をはじめ誰もが歩きやすいよう、あるいは車いす等の通行が容易になるようゆとりある歩道の確保や段差の解消を推進するなど、歩行者空間及び公共交通施設等の公共空間におけるバリアフリー化を図ります。

②人にやさしい交通手段

コミュニティバスや福祉交通などの交通手段の導入を図り、高齢者や障がい者をはじめ誰もが公共交通機関を利用できるよう移動の円滑化を促進します。

また、歩いて暮らせる環境づくりとして、身近な場所で充実した活動ができる生活環境や、歩行空間での日陰の確保、緑化推進により、歩行環境の整った歩行者ネットワーク形成を促進します。

③社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）を支える環境づくり

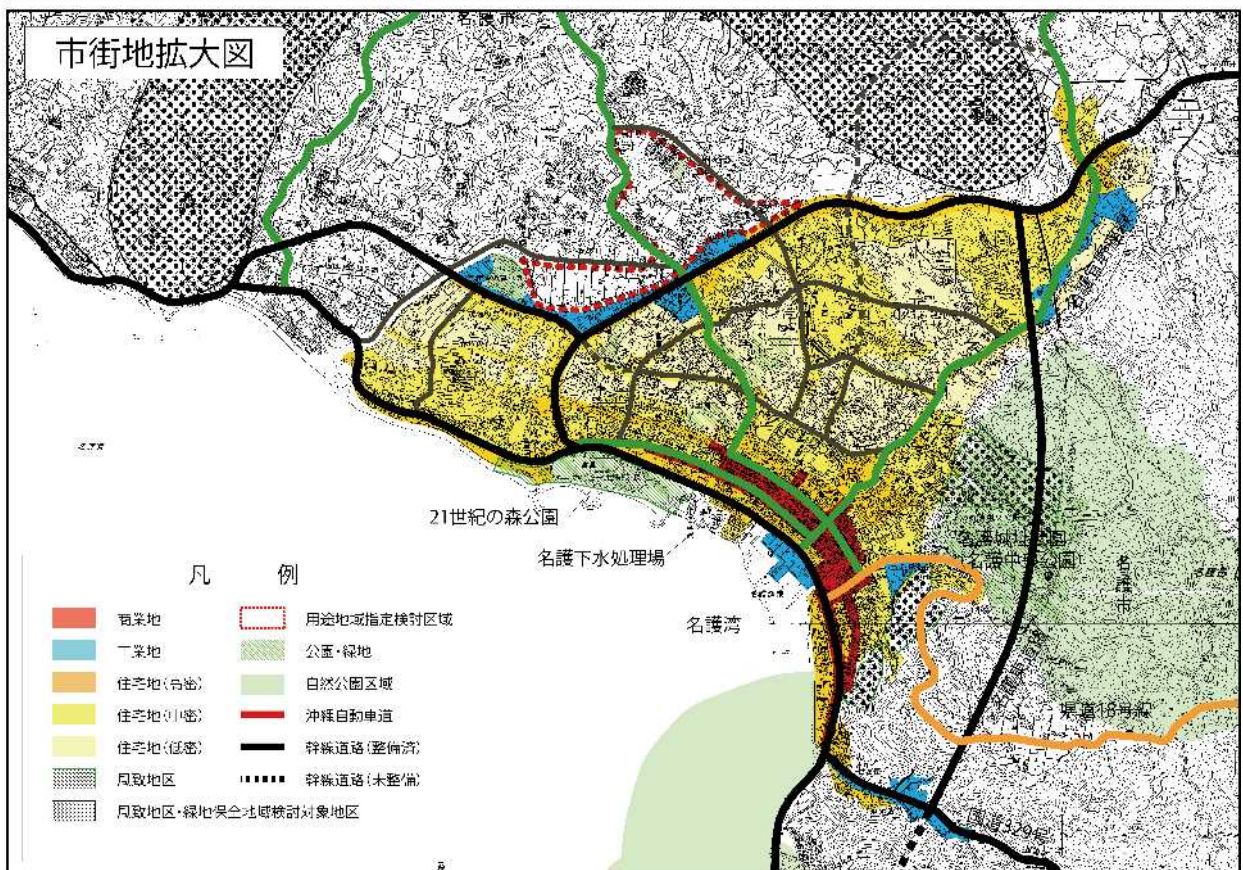
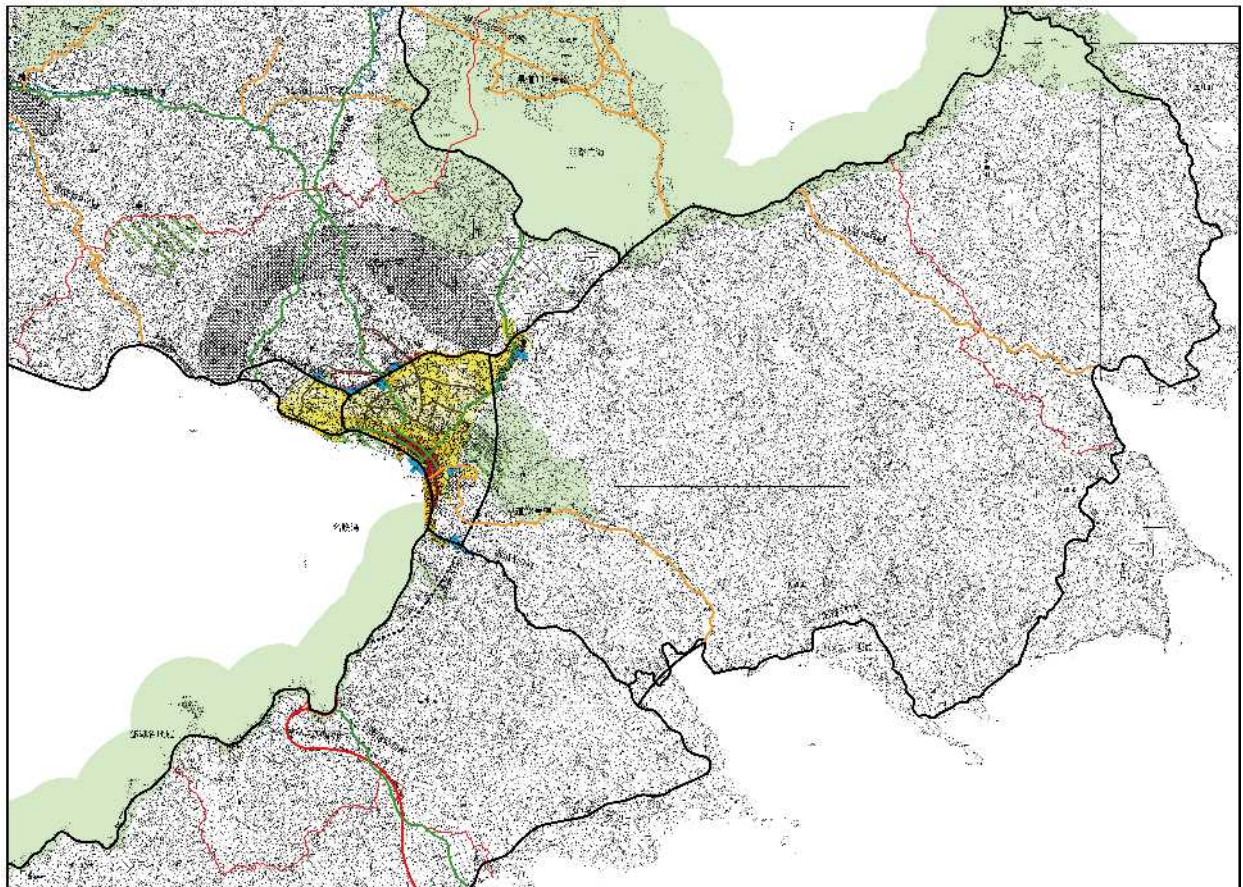
医療・福祉・子育て支援等の都市機能を都市の拠点や生活拠点に誘導すること等により、住民だれもが住み慣れた地域で健やかに暮らしていけるまちづくりを促進します。

④医療体制の充実

北部圏域の医療体制の充実を図るため、県立北部病院と北部地区医師会病院を統合し、「北部基幹病院」の整備を図ります。

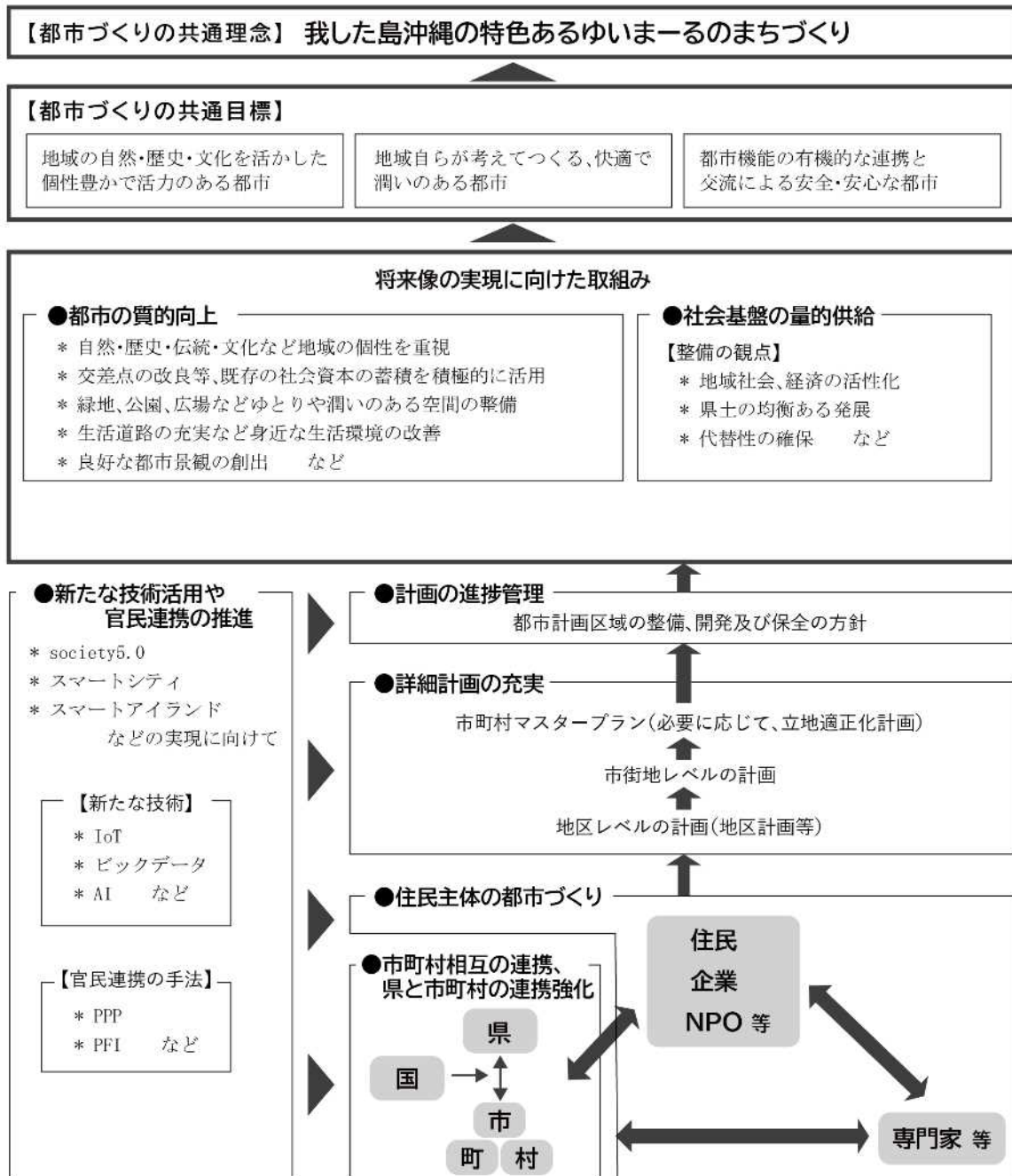
主要な都市計画の決定の方針附図
-名護都市計画区域-

総括図



V 将来像の実現に向けて

将来像の実現に向けては、県、市町村、国などの行政や住民、企業、NPO、専門家など様々な主体が関係します。また、それぞれの強みや立場を活かしながらかかわることで、将来像に近づいていくことが期待されます。この章では、前述した都市計画決定の方針等には位置づけされていない、各主体の役割や取組などの方向性を示しています。



◎都市の質的向上と広域連携の推進

●は各区域共通、◎は区域ごとの特徴や住民意見を反映

都市は、住民の日常的な生活や活動の場であり、行政による公共施設の整備や民間の建築行為等により長期間にわたりその機能を維持し、持続可能な方法で成長・発展することによって、歴史的・文化的な価値とともに品格や風格が備わっていくものと考えられます。

一方、これまでは、人口の増加に対応した新市街地の形成を中心に都市づくりを進めてきたことから、既成市街地においては、人口減少地区がみられるなど、地域共同体の維持が難しく、地域の伝統や文化の継承が困難な状況にあります。

さらに、厳しい地方財政状況と投資余力が低下するなかにあつては、既に形成された市街地をどうするか、つまり、新市街地の形成から既成市街地における身の回りの生活空間の質的向上に視点を移す必要があります。そのためには、道路や公園、公共公益施設など生活に密着した社会資本の蓄積を活用し、これらと連携した県民・観光客目線での公共交通ネットワークを構築し、また緑の充実による「潤い」やポケットパーク等の身近な交流空間の充実による「憩い」、行政サービスを提供する「暮らし」等の生活に密着した場の創出など、市町村のきめ細かい対応とともに、住民の果たす役割が重要になります。

特に、住民による身近な都市づくりが不可欠であり、地域共同体の活動の場を商店街などに設けて、常に意見を拾い、積み上げ、地区から市町村、そして広域へのつながりを明確にすることで、都市の質は確実に向上していくものです。

●詳細計画の充実

他方、この「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、一の市町村を越えた広域的な観点から都市計画のおおまかな方向性を示すものであることから、身の回りの生活空間の質的向上には詳細計画の充実が求められます。すなわち、「市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下、市町村マスタープラン)」において、住民に対し、市町村ごとの都市計画の方針を明確に示すとともに、住民にとってより身近でわかりやすい都市づくりを進めるため、市町村マスタープランで定める市町村の全体構想や地域ごとの地域別構想を市街地整備や地区計画などの詳細計画の積み重ねによって実現していくことが重要です。その他、必要に応じて立地適正化計画の策定を行い、都市計画と公共交通の一体化や、民間施設の立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、都市の活力の維持や、身近な生活利便性の向上などを実現していくことも考えられます。

都市の質を図る上で重要な都市環境についても同様に、「沖縄県広域緑地計画」を基本とする広域的な緑地等の整備方針に基づき、市町村ごとに「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)」を定め、みどりの保全や活用に関する施策を住民に身近なものとすることで、都市づくり全体への住民の関心を高めるとともに、参加を促すことにつながるものと考えられます。

さらに、県内の各地域には、それぞれ特有の自然、歴史、風土があります。市町村は、地域らしさを活かした「景観計画」の策定により、魅力ある街並みや自然景観等の地域特性に応じた景観形成を促進するとともに、風景づくりに貢献する人材の育成や風景づくりを支援する制度等の活用を推進することで、総合的な景観施策を展開することが重要です。

このような住民合意のもとに策定される詳細計画は、生活道路などの身近な生活環境の改善や良好な住環境の形成、統一感のあるまちなみ景観の創出などを可能にするものであるとともに、その作成過程で市街地像を共有することが地域共同体の醸成にも役立つものと期待され、その地

域共同体の存在は都市の質を図る一つの指標になるものとも考えられます。

今後は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と市町村マスタープランの整合はもとより、地区計画などのより詳細な計画を整合させて、都市の質的向上を図るとともに、広域連携による一体的な都市づくりを進め、魅力的で良好な都市空間を実現させていくことが重要です。

●住民主体の都市づくり

個性的で魅力ある都市を実現するためには、都市づくりの情報を共有する場を積極的に設け、住民の都市づくりに対する意識を高めるとともに、地域主体の都市づくりを浸透させていく必要があります。すなわち、地域住民や都市計画の専門家、NPO 法人、民間企業、大学、ボランティアなど、行政とあらゆる主体が手を取り合う都市づくりの展開とともに、都市計画の提案制度等を活用し、地域で合意形成し、提案する地域提案型の持続可能な都市づくりへ転換を図ることが求められます。

行政は、都市計画に対する理解と協力を促す普及・啓発・支援と併せ、都市づくりの構想・計画策定の各段階をはじめ、あらゆる場面で住民説明会や公聴会の開催などにより、住民に積極的に情報を開示・提供し、説明責任を果たして都市づくりの意識を醸成していくと同時に、住民ワークショップやアンケートの実施など住民が常に都市づくりを身近に感じる環境を整えていく必要があります。

●市町村相互の連携、県と市町村の連携の強化

住民に一番近い行政である市町村は、効率的な都市運営や多様な住民の要求に的確に対応していくために、次世代に残すべき貴重な自然環境の保全・再生・適正利用や公共施設等の設置・運営などで広域連携を視野に入れた取組を強化する必要があります。

また、県は、将来像に寄与するよりよい都市の実現のために、市町村の主体的な取組を尊重し、支援しつつ、広域的な課題に対応した都市づくりを「選択と集中」によって進める役割が求められます。

このように、地域住民は地域の創意工夫の下で都市づくりに積極的に関わるとともに、行政は都市づくりの情報を積極的に発信してこれまでの行政主導の都市づくりから転換を図り、多様な主体による自主的な取組を支援し、協働する体制を確立することが重要と考えられます。

●新たな技術活用や官民連携の推進

近年、IoT、ビッグデータ、AI など新たな技術革新が進み、これらの技術を活用した Society5.0 の実現が期待されています。都市計画分野においては、行政が保有するインフラデータのオープン化や、これらのデータと ICT などとを組み合わせ、都市の実態や課題などを効率的かつ正確に捉え、計画立案や進捗管理に活かすとともに、交通渋滞の解消など、住民や観光客の利便性向上などに寄与することが期待されます。

また、現在の社会経済状況下で限られた予算や資源を最大限活用することや、上記の ICT 活用をより積極的に推進する観点から、PPP/PFI など官民連携の導入も期待されています。

本県においては、Society5.0 の実現及びスマートシティやスマートアイランドの概念を踏まえ、AI、IoT、ビッグデータの活用や、PPP/PFI による民間活力の導入等により、深刻な交通渋滞の解決や、その他社会インフラの効率的な整備・管理・運営等を推進することが重要と考えられます。

●計画の進捗管理

都市計画区域マスタープランは、目標年次を基準年から 20 年後と設定し、主要な都市施設の整備等は概ね 10 年以内を目標としています。都市計画区域マスタープランの成果がどのようなものであったのか、その進捗を把握し、分かりやすく示すことは、都市計画法に基づく都市づくりを進めていくうえで重要な視点です。新たな振興計画の実施計画に設定される成果指標をもとに、PDCA サイクルを運用するとともに、5 年毎に実施される都市計画基礎調査等を活用して都市計画区域マスタープランの達成状況を検証するなど、計画の適切な進捗管理が必要です。